

# 呉市移住希望者 住宅取得支援事業

UIJターンの促進及び新婚世帯又は子育て世帯の居住誘導区域内への移住促進及び中古住宅の流通促進を図るため、市外からの移住希望者が**中古住宅**や**新築戸建て住宅**を購入し、定住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。



市外からの移住希望者が、  
**中古戸建て住宅、中古集合住宅**を  
購入し定住する場合

## 最大150万円

基本額  
**50万円**

+

加算額

新婚・子育て世帯の場合 **30万円**

親世帯と近居の場合 **10万円**

居住誘導区域内・島しょ部の場合 **10万円**

解体建替の場合 **50万円**

### 対象者・補助額

●本市へ転入して定住するための中古戸建て住宅や中古集合住宅(新耐震基準を満たす)を購入(三親等内の親族から購入する住宅は除く)する移住希望者

※申請日から起算して過去3年間に、本市の住民基本台帳に記録がない者。

●基本額 上限50万円(購入費の1/2) ●加算額 最大100万円 ※基本額と加算額の合計は購入額の1/2を超えない

加算対象	内容	加算額
新婚世帯	申請日において、婚姻日から3年以内または実績報告までに婚姻する予定で、かつ夫婦ともに40歳未満の世帯	30万円
子育て世帯	申請日において、中学生以下の子がいる世帯(申請日と同じ年度内に出産予定などを含む)	
親世帯と近居	親世帯(申請者または、その配偶者の親世帯)と同じ小学校区内または直線距離2km以内に居住すること	10万円
居住誘導区域内	呉市立地適正化計画で定められた区域内であること(都市計画課で確認してください。)	10万円
島しょ部		
解体建替	居住誘導区域内の中古戸建て住宅の購入に合わせ、当該住宅を解体して新たに戸建て住宅に建て替えること	50万円

### 対象住宅

●土砂災害特別警戒区域内でないこと。(事前に確認しておいてください。)

●本市内にある過去に居住の用に供されたことのある、自ら居住するために所有する『中古戸建て住宅(延べ床面積50㎡以上のもの)』及び『中古集合住宅(専有延べ床面積50㎡以上、新耐震基準を満たしているもの)』。

※解体建替は、居住誘導区域内の中古戸建て住宅を購入し、当該住宅を解体して『新築戸建て住宅(延べ床面積50㎡以上、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の性能を有しているもの)』に建て替える場合に限りです。

※併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限りです。

### 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 自治会に加入すること。(自治会が結成されている地域に限る。)
- 対象住宅(建物及び土地)の所有権保存登記又は所有権移転登記の登記名義人になること。
- これまでに当課で実施の住宅取得に関する補助金を受けたことがないこと。

利用申請書式はこちら



裏面に  
続きます

【フラット35】地域連携型も利用できます。年△0.25%



新婚世帯や子育て世帯である市外からの  
移住希望者が、居住誘導区域内に

新築戸建て住宅(高い省エネ性能を有  
する)を購入し定住する場合

最大100万円

基本額

90万円

+

加算額

親世帯と同居の場合

10万円

### 対象者・補助額

- 本市の居住誘導区域内へ転入して定住するための新築戸建て住宅(高い省エネ性能を有する)を購入(三親等内の親族から購入する住宅は除く)する新婚世帯や子育て世帯である移住希望者  
※申請日から起算して過去3年間に、本市の住民基本台帳に記録がない者。
- 基本額 上限90万円(購入費の1/2) ●加算額 最大10万円 ※基本額と加算額の合計は購入額の1/2を超えない

加算対象	内容	加算額
親世帯と同居	親世帯(申請者または、その配偶者の親世帯)と同じ小学校区内または直線距離2km以内に居住すること	10万円

### 対象住宅

- 新築住宅・・・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上の性能を有する住宅。  
※併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。

### 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。 ●世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 自治会に加入すること。(自治会が結成されている地域に限る。)
- 対象住宅(建物及び土地)の所有権保存登記の登記名義人になること。
- これまでに当課で実施の住宅取得に関する補助金を受けたことがないこと。

### 注意点・手続き上の期限等

- 中古住宅を購入(所有権移転登記完了)する前又は新築戸建て住宅(所有権保存登記完了)する前に、補助金交付申請手続きが必要です。
- 令和8年度予算の範囲内で実施する事業です。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。  
※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

【フラット35】 地域連携型も利用できます。年△0.5%

利用申請書式はこちら



きて



お問い合わせ先:呉市住宅政策課 (0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F